

随意契約及び比較見積省略理由書

本工事は、伯太高等学校 1 階ポンプ室に設置されている **FRP** 製受水槽の側壁面が破断し、学校全体の給水機能が喪失したことから緊急工事を行うものです。

令和 6 年 8 月 19 日、ポンプ室内の **FRP** 製受水槽が破断した。業者の調査により「受水槽内部の支持鋼材が破断しており、補修は不可能であること」「新設受水槽の調達には相当の時間を要し、早期に給水機能を回復させるには、仮設給水設備の設置が必要であること」が判明した。

給水機能を回復させなければ、教育活動が再開できず、また衛生面等において生徒・教職員等の健康に著しい危険が生じるおそれがある。

速やかに仮設給水設備を設置して給水機能を回復させる必要があり、入札による業者決定を行う暇がないことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号による随意契約を締結することとする。

また、直ちに対応を行わなければ安全性・業務に支障をきたすものであるため、大阪府財務規則運用第 62 条関係第 2 項第 10 号の規定により比較見積書の徴取を省略する。